

京浜島勤労者厚生会館食堂厨房機器調達仕様書

1 件名

京浜島勤労者厚生会館 1F 食堂内の厨房機器更新に伴う新規購入

2 納入期限

落札後打ち合わせにより決定（平成 30 年 3 月 31 日まで）

3 納入場所

京浜島勤労者厚生会館

東京都大田区京浜島 2-9-1 1F 食堂・厨房内

4 設置場所

京浜島勤労者厚生会館（以下「会館」という）食堂厨房内を現地調査にて確認のこと
※現地調査日程は、指名通知日から入札日の前日までの間で、会館から指定する日時で行うこと。

5 品名、仕様及び数量

別紙「納入機器一覧表」のとおり

なお、現地調査により納入品が「納入機器一覧表」に記載されたもの以外である場合は、仕様内容を満たしているか確認できる資料を入札日前に京浜島勤労者厚生会館に提出し承認を得ること。また、現地調査により特注仕様が必要な場合は、その仕様がわかる資料を同じく提出し承認を得ること。

6 搬入搬出に関する特記事項

- (1) 搬入について、作業日時は担当職員と協議の上、決定すること。
- (2) 搬入については、現地調査により確認した場所（会館指定場所）に設置すること。
不明な点については、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 搬入時に生じる梱包資材及び養生資材は持ち帰ること。また、今回の購入は、現機器の更新となるため、現機器を搬出する（引取る）とともに、産業廃棄物として適正に処分すること。処分後、マニフェストを会館に提出すること。
- (4) 受注者は、落札後遅滞なく契約締結に関わる必要書類等を受領し、担当職員と納入等について打ち合わせを行うこと。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項についても、契約の目的を完遂できるように誠実に履行すること。
- (6) 東京都環境局の東京グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準 1）を満たす製品を納入すること。
- (7) 東京グリーン購入ガイドに定めのない品目の取り扱いについて
 - ① 可能な限り「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターマークロ

ゴ」など第三者機関の認証を受けたもの、もしくはこれらと同様のものであること。

- ② グリーン購入適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断基準」）を満たすものであること。
- (8) 一体型の品目についてはメーカー（形状、寸法、色等）統一すること。また、製品の色については担当職員と協議すること。
- (9) 特注寸法の機器については、現地調査を行い、寸法を測ること。

6 ディーゼル車規制に適合する自動車による輸送等

本業務の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例 215 号）に基づく次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

7 その他

- (1) 納入、調整、設置、引取り等に係る諸費用については全て受注者の負担とする。
- (2) 納品時は、職員及び来館者の安全に十分注意すること。また、既存の建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう、必要な措置を講ずること（養生等）。
なお、万が一損害を与えた場合は受注者の負担により原状に復旧すること。
- (3) 本仕様書及び納入機器一覧に記載のある事項に疑義がある場合、又は記載のない事項がある場合は公社と協議すること。

問合せ先

東京都大田区京浜島 2-9-1

公益財団法人東京都中小企業振興公社 京浜島勤労者厚生会館 担当 簗原 修

電話 03-3790-2491

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。